

令和7年度 ちゅうちなー安全なまちづくり推進会議 議事概要

- 1 開催日時：令和7年5月29日（木） 午後2時30分から午後4時まで
- 2 開催場所：県庁4階講堂
- 3 出席者：別紙のとおり
- 4 議 事

(1) 沖縄県内の犯罪情勢について

- ア 資料1に基づき事務局（警察本部生活安全企画課）にて説明。
- イ 質疑なし。

(2) ちゅうちなー安全なまちづくり推進事業「令和6年度事業実施報告」及び
「令和7年度事業計画（案）」について

- ア 各専門部会ごとに資料2-①、2-②に基づき事務局が説明を行った。
- イ 出席者から次の発言があった。

【(ア) 以下の3点について】

a 公共施設の防犯安全点検について

改善をする必要がある箇所が記載されているが、具体的にどこがどう悪かったのかを伺いたい。

b 安全・安心まちづくり講習会について

講習会を11月ごろ実施予定で民間の土木や建築関係事業者等を対象と記載されている。それに関して何らかの情報があるのか。

c 防犯モデル共同住宅について

防犯モデル共同住宅について要件とか情報提供が可能なのか。

【事務局の回答】

- a 公共施設の防犯安全点検は、県や市町村が所管している建物、図書館、公民館、児童館など、その施設管理者が実際に点検をするという形で取り組んでいるものである。個別の施設の状況等については、細かいものになるため、資料では総括したものとして掲載をしている。
- b 開催の内容、それから時期等が決定したら、広くホームページ等で広報していきたいと考えている。
- c 広報が足りなかった部分があるかもしれないため、今後は防犯モデル住宅の要件等を案内したい。

【(イ)地域コミュニティの再生について】

防犯と防災の視点だけではなく、地域づくりには、福祉の視点を取り入れてはどうか。

【事務局の回答】

地域コミュニティについて、そちらの方も重点を置いて検討、対応したいと思う。これまでも自治会に対するもので実施しており、今後も引き続き継続して実施していきたい。

【(ウ)以下の2点について】

a 公共施設の防犯安全点検について

公共施設の防犯安全点検について、点検施設数が R5 (1,736) から R6 (1,630) と減少しているが、昨年から改善されたところは除いて点検してくださいという案内になっていたのか。

b 不法投棄等監視カメラの設置促進について

不法投棄等監視カメラの設置促進についてどのように周知されているのか。

【事務局の回答】

a 公共施設の防犯安全点検については、特に改善された箇所を除くということはない。

前年度と比べて総数が減っているが、これは施設管理者において改善、点検が必要だと判断した施設の数に増減があることによるものと考えている。

b 要件等を確認した上で、後日情報提供させていただきたい。

【(エ)以下の3点について】

a 高校生に対する消費者教育の実施について

18歳で成人を向かえることから、高校生に対する消費者教育を充実していただけないかと考えている。

b 防犯カメラの設置促進について

防犯カメラの設置促進について、警察から市町村に働きかけを行っていただきたい。

c 沖縄被害者支援ゆいセンターへの支援について

沖縄被害者支援ゆいセンターの負担金の拠出について、市長会への要請文を協議会から発出することをお願いしたい。

【事務局の回答】

a 消費者教育については関係する県立学校教育課等と調整しどのように盛り込んでいくのか検討したい。

b 関係署と調整し実施に向けてどのようにできるか検討していきたい。

c ちゅらまちづくり推進協議会として出すことが可能なか検討させていただきたい。

【委員】

c ゆいセンターの活動なども併せて市長会の方に説明することで負担金という話にも繋がるのではないか。センターの日頃の活動を周知することで、問題解決にも繋がると思う。

【(オ) 犯罪被害者支援について】

沖縄県において、犯罪被害者見舞金制度は創設されているのか。もし創設されているのであれば、その概要と実績等を伺いたい。

【事務局の回答】

令和 6 年度、犯罪被害者等への見舞金制度を創設しており、令和 6 年 4 月 1 日以降に犯罪の被害に遭われた方を対象として支給を行っている。実績については公表していない。

【(カ)以下の 2 点について】

a 適正飲酒対策の推進について

沖縄の飲酒関係の店の数が沖縄県と九州全県が同数だと言われていたが、いまだにそうなのか。

b 飲食店の営業時間について

飲食店の入口は閉めているが、店内においては朝まで営業しているお店があると聞いたことがある。それでも構わないのか。

【事務局の回答】

a 手元に資料がなく、この場で回答することができない、持ち帰って、調べることができるかっていうところも含めて調べたい。

b 接客を伴うもので 12 時を超えてという情報があれば、立ち入りをして、必要な指導等を行うことは可能である。情報収集を行いパトロールを通して、発見に努めるっていうことも実施している。

【補足】

【(ア) c に対する回答】

公益財団法人沖縄県防犯協会連合会ホームページ

沖縄県ホームページ→防犯→ちゅらさん運動→その他→登録制度→沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度（外部リンク）

【(ウ) b に対する回答】

貸出対象については、全市町村及び県土木事務所である。

周知については、毎年 5 月頃に開催している、市町村廃棄物主管課長及び一部事務組合事務局長会議において資料提供及び説明を行っている。

【(カ) a に対する回答】

令和 6 年末時点で、風俗営業店は九州平均の約 2.2 倍、深夜酒類提供飲食店は九州平均の約 1.4 倍。

ウ 令和 6 年度の事業実施報告及び令和 7 年度事業計画案については、全員一致で承認された。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県生活福祉部 生活安全安心課